

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

高松市教育委員会教育長 小 柳 和 代

高松市教育委員会規則第 3 号

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高松市立中学校における部活動の地域展開を推進するため、学校施設等を認定地域クラブ活動の利用に供すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定地域クラブ活動 中学校の部活動が担ってきた教育的意義を継承し、及び発展させた地域における生徒のスポーツ及び文化芸術に関する活動として、高松市教育委員会（以下「委員会」という。）が認定したものをいう。
- (2) 学校施設等 高松市立中学校の施設及び設備（備品を含む。）であって、学校教育活動に支障のない時間帯において認定地域クラブ活動の利用に供することができるものとして、委員会が当該学校長と協議して定めるものをいう。

(利用対象者)

第 3 条 認定地域クラブ活動において、学校施設等を利用できる者は、認定地域クラブ活動の指導者及び参加者とする。

(利用の許可)

第4条 学校施設等を利用しようとする団体の代表者は、別に定めるところにより、委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 委員会は、学校施設等の保全のために必要な限度において、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 委員会は、利用許可をしたときは、その内容を関係する学校長に通知するものとする。

(利用の対象となる学校施設等及び時間帯の公表)

第5条 委員会は、学校施設等及びその利用できる時間帯を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(用具及び備品の利用)

第6条 認定地域クラブ活動において利用する用具及び備品は、原則として、利用許可を受けた認定地域クラブ活動の指導者及び参加者（以下「利用者」という。）が準備するものとする。ただし、前条の規定により公表した学校施設等に含まれる備品のうち、委員会がその利用の許可をしたものについては、この限りでない。

(施錠及び管理)

第7条 利用者は、学校施設等の利用に当たっては、委員会が定める施錠及び当該鍵の管理の方法（次項において「施錠等方法」という。）を遵守しなければならない。

2 委員会は、利用者による施錠等方法が適切でないと認めるときは、当該利用者に対し、施錠等方法に関し指示をすることができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(2) 当該学校の施設及び設備（備品を含む。）を破損しないこと。

(3) 当該学校の施設及び設備（備品を含む。）を破損した場合又は利用前に不具合等のあることを確認した場合は、速やかに委員会及び学校長に報告すること。

- (4) 所定の場所において駐車又は駐輪をすること。
- (5) 学校施設等を利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (6) 学校施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (8) 利用の終了後は、利用許可を受けた場所の整地、掃除等を実施し、直ちに原状回復をすること。なお、利用時間には準備、原状回復及び退室に要する時間を含むものとする。
- (9) 敷地内で喫煙及び飲酒をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会及び学校長の指示に従うこと。

(利用の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしない。

- (1) 高松市立中学校の施設及び設備（備品を含む。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用許可をする学校施設等の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し、停止等)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けても、委員会はその責めを負わない。

- (1) 認定地域クラブ活動の認定が取り消されたとき。
- (2) 学校施設等を、市又は委員会が緊急に利用する必要が生じたとき。
- (3) 学校施設等の利用が不相当と認めるとき。
- (4) 利用者がこの規則及びこの規則に基づきした委員会の指示に違反したとき。
- (5) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき。

(事故発生時の対応)

第11条 学校施設等の利用において事故が発生したときの対応は、利用者の責任において行うものとする。この場合において、当該認定地域クラブ活動

を行う団体の代表者は、直ちに委員会にその報告をしなければならない。

（事故の責任）

第 1 2 条 認定地域クラブ活動の学校施設等の利用において発生した事故については、委員会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者の責任とする。

（利用者の損害賠償）

第 1 3 条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、学校施設等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。